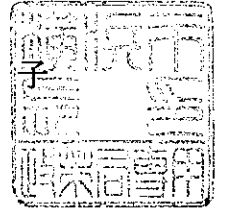


南関東防衛局長 土本 英樹 様

横浜市長 林 文 子



根岸住宅地区に囲まれた非提供地の生活環境の確保について(要請)

時下、貴職におかれてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、根岸住宅地区には、敷地の外周が全てを提供施設・区域に取り囲まれ、自由通行できる道路が存在しないため、日常生活に様々な支障を来している日本国民が居住する「非提供地」といわれる地区が所在しています。

このことは、日常における居住者はもちろんのこと、その親戚、知人の通行、郵便、配達、各種行政サービスの提供等を目的とする非提供地への通行、上下水道、電気、ガス、電話、通信等のライフラインの確保、緊急時の消防、救急、警察活動など、あらゆる場面で著しい支障をもたらしています。

このような事態を招いたのは、いうまでもなく、非提供地が周囲の地区と物理的に隔絶されるとともに、限定的に許可された通行であっても、米軍による入構制限、チェックを余儀なくされているからであり、その原因は、非提供地を周囲と孤立させた国の根岸住宅地区の施設・提供方法に由来するものであることは明らかです。

昨年末になり、米軍入居者の退去により、住宅地区としての施設機能は既に実質的に喪失しているといわざるを得ない状況になっています。日米地位協定では、米軍が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならないとされており、根岸住宅地区の現状からすると、国は現在の日米合意を見直し、池子地区での住宅等の建設とは切り離し米国に返還を求める方向で調整するべきであり、それにより非提供地区の解消に努めるべきと考えます。また、それまでの間、国には、非提供地のさまざまな問題解決に主体的に取り組み問題を解決していく責務があると考えます。

本市としては、これまで、かかる状況の解消に向け、国に対し、必要な対策を講じるよう何度も要請を行うとともに、国、米軍、本市の三者で真摯に課題整理と方策検討を行う場の設置を働きかけてきています。しかしながら国においては、依然として問題解決に消極姿勢のままであり、果たすべき役割を果たしているとは言えません。特に、現在、最も深刻となっている水道の水質確保については、解決に向けた協議が進まない中、本市が緊急的な措置をとらざるを得ない事態に至っています。

以上のことから、次の措置を講ずることを強く要請するとともに、2週間以内に文書での回答をお願いします。

1 上水道の抜本的対策の早急な実施

水道の水質については、直接生命・身体の維持に関わる問題であることから、早急に抜本的対策を実施するとともに、本市がとった緊急措置については、本来国が行うべきものであることから、その実施に関わる費用を負担すること。

2 非提供地の住民との対話や説明のための四者会議の開催

平成 27 年 9 月 11 日に、四者（非提供地の住民、国、米軍、市）が集まり会議が行われ、国から当面の提供地内の管理等について説明が行われた。しかしながら、国は、この時の住民の質問

や要望に対する文書による回答等や、次回会議の開催についての要望に対して検討を約束したにもかかわらず、7か月以上が経過しており、国民に対して真摯に対応しているとは言い難い。また、本市としては再三会議開催を要望しているが、いまだに実現していない。非提供地の住民の不安を払しょくするため、早期に会議を開催し、現在の状況の説明や、質問、要望事項の回答を行うよう強く要望する。

3 国が主体となった非提供地の諸問題の解決に向けた対策の実施

- (1) 国の責務である非提供地の生活環境の維持のための諸問題の解決に向けて、主体的に対策を実施するとともに、平成27年4月30日付政基第56号の要請事項に対し、早急に具体的な対策を講じること。
- (2) 国に対して神奈川県が平成25年1月30日付で行った「下水道に関する問題の対応状況についてのとりまとめに関する要請」に対する国の神奈川県への平成25年3月19日付回答は、「改善対策を実施するよう米軍に申し入れ、今後、米側と緊密な連絡を取りながら、改善対策を実現する方策について検討を進める」となっている。この下水道に関する問題の対応については、本市にも、非提供地の住民から再三要望を受けている。したがって、根岸住宅地区の状況が変化している中、下水施設の改善対策についての対応を明らかにするとともに、住民に丁寧な対応を行うこと。